

利用料金収入 (H28~32年度の想定収支) の積算内訳

(注1) 条例改正により、H28. 4. 1から利用料金が改正される。

利用料金は、条例に定める範囲内で、指定管理者が教育委員会の承認を得て決定することとなるが、次表の「単価」欄のとおり想定している。

(注2) 現在は、利用料金の免除を実施しているが、H28年度以降は原則として免除の実施は想定していない。このため、(参考資料8)の「(参考) 利用料金減免実績」に記載した免除対象者も含めた人数で積算している。

1 足柄ふれあいの村

区分		単価 (円)	人数 (人)	利用料金の額 (円)
日帰り	小学生及び中学生	162	2,114	342,468
	高校生	324	295	95,580
	その他の者 (未就学児及び65歳以上を除く)	540	2,736	1,477,440
宿泊	小学生及び中学生	324	24,250	7,857,000
	高校生	648	2,878	1,864,944
	その他の者 (未就学児及び65歳以上を除く)	1,080	10,914	11,787,120
合 計				23,424,552

2 愛川ふれあいの村

区分		単価 (円)	人数 (人)	金額 (円)
日帰り	小学生及び中学生	162	6,492	1,051,704
	高校生	324	550	178,200
	その他の者 (未就学児及び65歳以上を除く)	540	5,352	2,890,080
宿泊	小学生及び中学生	324	44,190	14,317,560
	高校生	648	2,672	1,731,456
	その他の者 (未就学児及び65歳以上を除く)	1,080	13,618	14,707,440
合 計				34,876,440